

令和 2 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 2 年 8 月 2 7 日開会

柳泉園組合議会

令和2年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・行政報告	5
・一般質問	2 6
・令和2年度柳泉園組合行政視察（案）について	3 5
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について	3 7
・陳情第1号（上程、委員会付託）	3 7
・陳情第2号（上程、委員会付託）	3 7
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	3 7
○閉 会	4 0

令和2年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年8月27日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 一般質問
6. 令和2年度柳泉園組合行政視察（案）について
7. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について

陳情第1号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監
理に関する陳情

陳情第2号 柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情

（廃棄物等処理問題特別委員会 開催）

8. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 野島 武夫	2番 三浦 猛
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 原 和弘	8番 山崎 美和
9番 清水 ひろなが	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助 役	鹿島 宗男

会計管理者	渋谷千春
清瀬市都市整備部長	南澤志公
東久留米市環境安全部長	下川尚孝
西東京市みどり環境部長	青柳元久

3 事務局・書記の出席

総務課長	横山雄一
施設管理課長	山田邦彦
技術課長	米持 讓
資源推進課長	濱野和也

書記	近藤修一
書記	上里直樹
書記	八角秀亮
書記	田中佐知

午前10時00分 開会

○議長（三浦猛） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

ここで、事務局より陳情追加による議事日程、行政報告資料の追加資料及び陳情第2号「柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情」の配付を求められております。これを許可いたしたいと思います。

議事日程、追加資料、陳情第2号を配付してください。

暫時休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月20日及び本日、代表者会議が開催されております。また、5月26日に一般質問の取扱いについて代表者会議が開かれております。あわせて、東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） 去る8月20日に令和2年第5回代表者会議が開催され、また本日、令和2年第6回代表者会議が開催され、令和2年第3回柳泉園組合議会定例会について協議されておりますので、御報告申し上げます。また、5月26日には令和2年第4回代表者会議が開催され、一般質問の取扱いに係る申合せ事項についても協議しておりますので、併せて御報告申し上げます。

一般質問については、既に皆様のお手元に御配付されているところだと思っておりますが、申合せ事項といたしまして、一般質問の質問時間は30分以内とすること、質問通告書の提出期限は定例会開会日の15日前とし、その日の1週間前の日に定例会予定案件が送付されることなどが決定をされております。

続きまして、令和2年第3回定例会に係る事項でございます。

令和2年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、一般質問」を行います。期限までに2名の方が通告をしておりますので、通告順に一般質問を行います。

次に、「日程第6、令和2年度柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質疑をお受けいたします。

なお、陳情2件を受理いたしておりますので、「日程第7、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」で陳情第1号及び陳情第2号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩として、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催して、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より行っていただき、その後、陳情第1号及び陳情第2号について討論、採決を行います。

また、代表者会議におきまして、特別委員会の会議録についての議論がございました。

現在、廃棄物等処理問題特別委員会の会議録は作成をされ、議員等に配付をされておりますけれども、ホームページには公表されておられません。今回、本日の委員会審査の会議録からホームページで公表できるように検討するべきだとの御意見がありまして、諮りましたところ、他の代表委員からも特に異議はなく、そのようにすることとなりました。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 以上で報告を終わります。

ただいまの代表委員報告に対し、質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第8番、山崎美和議員、第9番、清水ひろなが議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、令和2年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、各市とも第3回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中でいらっしゃることに加え、今なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が

取られている中、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で5月から7月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和2年5月から7月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございます。第2回定例会について協議を行う予定でございました5月の第4回管理者会議及び第3回事務連絡協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、資料配付にて開催に代えさせていただきました。また、毎年度、春と秋に柳泉園組合の事務事業について周辺自治会の皆様に御理解を深めていただくために開催いたしております周辺自治会定期協議会につきましても、同様の事由により資料配付にて開催に代えさせていただきました。

7月20日には、柳泉園組合が抱える諸問題に対応するためのスケジュールを調整するため、第4回事務連絡協議会を開催いたしました。

続きまして、（2）訴訟の状況についてでございます。7月15日に住民訴訟控訴事件の第1回口頭弁論が東京高等裁判所で開かれました。裁判長の指揮により、この口頭弁論において結審いたしました。9月23日に判決が言い渡される予定でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。施設見学につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により4月1日から中止しておりましたが、一度に受け入れる人数の制限、手指の消毒、マスクの着用等を行い、感染症拡大防止対策を取った上で、7月1日から再開をしております。

なお、小学校の社会科見学につきましては、現状では人数の関係上、受け入れられない状況でございますが、希望する学校には施設紹介の「子ども用DVD」と「見学のしおり」を配布しております。

続きまして、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおり

りでございます。

続きまして、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

続きまして、5、監査についてでございます。両監査委員により、6月4日に令和2年1月から3月までの分の財務監査と例月出納検査を実施していただき、7月17日に令和元年度の出納整理期間分と令和2年4月から5月までの分の財務監査及び例月出納検査並びに財政援助団体等監査を実施していただきました。

続きまして、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約10件を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり1万9,344トンでございます。これは昨年同期と比較いたしまして、962トン、5.2%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2に記載しておりますとおり1万6,872トンで、昨年同期と比較しまして、544トン、3.3%の増加。不燃ごみは表4-3に記載しておりますとおり2,191トンで、昨年同期と比較しまして、346トン、18.8%の増加。粗大ごみは5ページの表4-4に記載しておりますとおり281トンで、昨年同期と比較しまして、72トン、34.4%の増加となっております。

また、宮城県大崎市の災害ごみにつきましては、5月11日から7月31日までの間に合計で194トン可燃ごみとして受け入れております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期

の総搬入量は1,502トンで、昨年同期と比較しまして169トン、12.7%の増加となっております。

続きまして、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月にごみクレーン、灰クレーン及び発電機用クレーンの定期点検整備補修を実施いたしました。5月から2号炉の定期点検整備補修を実施し、6月に完了いたしました。

排ガス中のばい煙測定は、5月に1号炉と3号炉、6月に1号炉と2号炉、7月に2号炉と3号炉で実施しております。排ガス中のダイオキシン類測定は、5月と7月に実施しております。工場内の作業環境ダイオキシン類測定は6月に実施をいたしました。下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載しております。

可燃ごみ内容物調査につきましては、5月には私車3台、6月には私車5台、7月には私車4台に対して実施しております。さらに、5月と7月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万9,111トンでございます。昨年同期と比較しまして1,099トン、6.1%の増加となっております。

10ページの表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合いたしております。

11ページの表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。

既に御報告済みではございますが、6月23日に不燃・粗大ごみ処理施設の破砕棟破砕機内で小規模な爆発が発生いたしました。不燃ごみに混入したスプレー缶等によるものと推測されますが、消防署の現場確認では原因物質等は発見されませんでした。いずれにいたしましても、人的な被害もなく、施設が損傷するような被害もなかったことが幸いです。

ざいます。

施設の整備状況といたしましては、今期は7月に定期点検整備補修とバグフィルター清掃を実施いたしました。

続きまして、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は2,472トンで、昨年同期と比較しまして、418トン、20.4%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は7月に定期点検整備補修を実施いたしました。

続きまして、表14、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,502トンで、昨年同期と比較いたしまして、169トン、12.7%の増加となっております。

続きまして、14ページ、3、最終処分場についてでございます。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、宮城県大崎市分を除く当組合分の今期の搬出量は2,210トンで、昨年同期と比較しまして、8トン、0.4%の増加となっております。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化熔融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては、表16に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は188キロリットルで、昨年同期と比較しまして、8キロリットル、4.1%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページ、2、施設の稼働状況でございますが、今期は7月に定期点検整備補修を実施いたしました。

続きまして、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページ、施設管理関係。1、厚生施設についてでございますが、この期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、3月2日から室内施設を休業し、4月8日からは屋外施設も休業いたしました。その後、利用制限を設けまして、6月1日からは野球場とテニスコート、6月8日からは室内プール、浴場施設、会議室、6月19

日からはトレーニング室、浴場施設のサウナ、室内プールの採暖室、7月1日からは軽食堂を再開いたしました。

各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場につきましては、利用回数が116回で、昨年同期の324回に対して208回、64.2%の減少。テニスコートの利用回数は170回で、昨年同期の680回に対して510回、75%の減少。会議室の利用時間数は334時間で、昨年同期の944時間に対して610時間、64.6%の減少。室内プールの利用者数は7,986人で、昨年同期の2万1,340人に対して1万3,354人、62.6%の減少。浴場施設の利用者数は8,512人で、昨年同期の2万1,774人に対して1万3,262人、60.9%の減少。トレーニング室の利用者数は165人で、昨年同期の1,010人に対して845人、83.7%の減少となっております。

詳細につきましては、17ページの表19-1から18ページの表19-3までに記載しておりますとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載したとおりでございます。

続きまして、19ページの(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

続きまして、記載はございませんが、先日8月19日に、小平・村山・大和衛生組合の施設更新に係る広域支援のお願いに、同組合の管理者・小林小平市長がお見えになりました。詳細につきましては、今後、第4回定例会において御報告できるよう、事務局同士で調整を行っているところでございます。

また、行政報告資料といたしましては、「不燃・粗大ごみ処理施設の爆発について」、「清柳園電気集塵機解体経過について」及び本日配付いたしました「宮城県災害廃棄物の追加受入れについて」を担当課長から説明させていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、行政報告資料、2、不燃・粗大ごみ処理施設の爆発についてを報告させていただきます。

資料11ページを御覧ください。

爆発は、令和2年6月23日（火曜）午前9時40分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕棟破砕機内で発生しました。経過といたしましては、写真にあります破砕棟内にある破砕機内で不燃ごみを処理している際に、不燃ごみに混入したスプレー缶等に破砕した際に発

生じた火花がスプレー缶のガスに引火したことにより、小規模な爆発が発生したものと推測されます。

爆発発生後、直ちに現場確認を行いました。小さな煙やほこりが舞っている程度で、炎は発見されませんでした。施設の損傷や人的被害はありませんでしたが、消防署へ連絡を入れた結果、現場確認ということで警察署も来庁し、施設の現場確認を行いました。爆発原因とされるものは発見されませんでした。写真は、爆発発生後から消防署等の現場確認が終了するまで、大扉を開けた状態です。なお、施設的には問題がなかったことから、午後からは通常運転を再開しました。

防止対策といたしましては、火災発生後、関係市に対し、適切な分別収集を文書で依頼するとともに、市民に対し分別徹底の協力について、関係市ホームページ及び市報への掲載依頼をいたしました。また、柳泉園組合でも、分別排出の協力について、既に当組合ホームページに掲載しましたが、今後は10月発行の組合広報誌にも掲載する予定です。

また、8月13日（木曜）午前9時54分頃、破碎棟破碎機内で同様の小爆発が発生しました。そのことについて報告させていただきます。

爆発の規模は6月のときよりは小さく、施設の損傷や人的被害はありませんでしたが、消防機関への通報は行いました。消防署等の現場検証の結果、特に爆発原因とされるものは発見されず、火災断定とはなりませんでしたが。

不燃・粗大ごみ処理施設の爆発についての報告は以上となります。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、清柳園電気集塵機解体経過について御説明させていただきます。

行政報告資料13ページを御覧ください。

行政報告資料には8月17日現在までの状況を記載させていただいておりますが、その後も含めまして御報告させていただきます。

清柳園の電気集塵機解体撤去工事は、行政報告資料にも記載されておりますとおり、5月28日に2回目の入札を行い、株式会社前田産業が落札し、6月1日に契約を行いました。その後、東京都多摩環境事務所、三鷹労働基準監督署、JR東日本等へ書類の提出、準備等を行い、7月13日から現場での作業を開始いたしました。その際に、東京都多摩環境事務所の立入検査がございました。その後、洗浄を行う場所へコンクリートを打ち、集塵機等にラッピングを行い、7月25日に集塵機をコンクリートの上へ移動いたしました。これにより、集塵機が倒れることによる危険は回避されました。次に、足場を組み、

ラッピングされた集塵機、ダクト等をテントで囲う作業を行いました。テントの設置作業が終了後、8月7日に東京都多摩環境事務所の2回目の立入検査がございました。その後、テント内で電気集塵機の洗浄を行い終了し、8月20日に職員が確認に参りました。

洗浄が終了し、テント内部の作業環境の測定を行っていましたが、安全が確認できましたので、今後、シートゲートを設置し内部に重機を入れるなど、電気集塵機解体に向けた準備を行ってまいります。

清柳園の電気集塵機解体撤去工事中は、標準土を設置し、また「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に準じ、午前、午後に大気の採取を行い、作業による周辺環境への影響を把握するため測定を実施しております。

また、電気集塵機に付帯しておりましたセレン整流装置及びコンデンサーに使用されていた絶縁油中のPCB濃度を分析したところ、8月19日に結果の報告があり、セレン整流装置は問題がなかったのですが、コンデンサーで使用していた絶縁油から9.9mg/kgのPCBが検出されました。これは低濃度PCB廃棄物に該当する濃度になります。幸い完全に密閉されており、サンプリングも穴を空けて行いました。今後、移動の手続きを行い、一旦クリーンポートの保管室に保管を行います。その後、国が指定している処理工場と契約を行い、搬出、処分をする予定です。

以上、清柳園解体の経過についての説明を終わります。

○総務課長（横山雄一） それでは、本日配付いたしました資料「宮城県災害廃棄物の追加受入れについて」を御覧ください。

宮城県大崎市の稲わらでございますが、時間の経過で性状が変化したこと、水分等を含んだことや当初の推計量より実際は多かったことが要因で、処理し切れていない状況でございます。このため、追加で依頼があったものでございます。

まず、1、災害廃棄物について、被災自治体は宮城県大崎市でございます。受け入れる災害廃棄物は、これまで同様、稲わらで量は3,000トンでございます。

2、受入れ予定団体は、東京都二十三区清掃一部事務組合及び多摩地域の10団体となります。

3、受入れ期間につきましては、12月31日までとなり、変更はございません。当組合においては、9月から11月までを予定しております。

4、追加受入れ量については、東京都二十三区清掃一部事務組合が1,500トン、多摩地域の団体で1,500トンでございます。なお、当組合においては、3か月間で180ト

ンを予定しております。

5の受入れ手数料については、変更なくキログラム当たり30円となります。

続きまして、裏面を御覧ください。これまでの経過を記載しております。

6月29日、宮城県から東京都に災害廃棄物処理の協力依頼がございました。6月30日付で東京都から東京都市長会等に支援要請をしております。その後、7月30日に宮城県や東京都ほか、全6団体で災害廃棄物処理協定書改正の覚書が締結され、同日にプレス発表をしております。また、同日付で東京都から各団体に協力依頼が発出されております。

当組合においては、8月19日の管理者会議において、災害廃棄物受入れを意思決定し、8月21日には周辺自治会臨時協議会を開催し、全ての自治会の方の了承を得ております。

宮城県災害廃棄物の追加受入れについては以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で行政報告を終わります。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手願います。

○1番（野島武夫） 2点。1点目が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の対応と、2点目は処理施設の爆発についてです。

行政報告、3か月間、しっかりと対応していただき、ありがとうございます。クラスターもなく、中間処理施設としてしっかりと稼動していただいているので、私ども、各自自治体3市とも、ごみの処理が円滑に行われたと思っております。

そういう中で、今回、新型コロナウイルス感染症の一波に比べて二波は、現在、感染者数が東京都内とかを見ると、1日当たり200人とか300人とか、一波とはまた違う形で感染している方が多くなっております。ここの施設を見ますと、本当に多くの方が現場の作業をされていると思っております。そういう中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の処理施設での対応というものを伺いいたします。

それから、処理施設の爆発で、6月23日の報告は分かりました。そして、8月13日にもあったということで、また昨年、令和元年10月9日は、これはリチウムイオン電池が原因なのか、ごみピット内での火災も発生している。ここの中間処理に当たって様々な、本当にリスクの高い現場だなというのを改めて思っております。そういう中で、私ども議員のほうにも爆発があると報告をいただいております。本当にありがとうございます。

そういう中で、災害というか、大きなというか、破砕機のある程度対応があって、想定内の爆発である程度対応もできていることに関しての報告をいただいているのかなとは思っているのですけれども、そういう中でやはり爆発ですから音も出たりして、近隣住民

も本当に心配なことも多いと思うので、こういう形で報告を今後もいただければと思うのですけれども、報告に当たっての判断基準というか、そういうものが現在どのような感じで考えられているか、伺いたと思います。

○技術課長（米持譲） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の今期の対応について、御答弁いたします。

引き続きにはなりますが、現場作業員についてはマスク、ゴーグル、手袋を配布しまして、アルコール消毒液を配備しております。今期、やはり湿気等、夏時期で暑く、その中でマスク等をしての作業となるため、熱中症対策としてこまめに水分補給を取るよう実施しております。

今期、個人の持ち込みがかなり多かったものですから、受付業務についてはビニールシート、フェイスシールドにより飛沫防止対策を施して、こまめな手洗い、うがい、消毒を実施して、徹底しておりました。

技術課からは以上です。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、1点目の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてお答えいたします。

不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設における予防対策としましては、現場には消毒液を設置しまして、作業する際は必ずマスク、手袋及びゴーグルの着用を義務づけています。ただし、この時期、熱中症予防の関係から水分補給を行うとともに、休息を取りながら作業を行っています。

なお、感染症等が発生した場合は保健所等に報告し、その指示に従うとともに、施設でのごみ処理については、ごみの受入れに影響が出ないように、運転管理側とは協議を行うところ です。

引き続きまして、2点目の事故発生時における報告判断なのですが、現場では爆発の連絡が入った場合、直ちに現場確認を行うとともに、消防機関への通報を行っております。これは過去に周辺住民から消防署へ通報があったり、消防機関からも爆発の大きさに関係なく通報するよう指導を受けておりますので、現在はそのような対応を行っております。

施設的には、爆発が発生した場合、破碎棟上部に設置されている爆風口及び大扉から爆風が抜ける構造になっており、過去に発生した爆発事故においては施設が停止し、関係市のごみ搬入に影響が出たことはございません。また、昨年6月に発生した火災事故から1年ほどが経過しましたが、現在、火災発生前に実施していました破碎棟内搬出コンベヤ排

風機ダクト内の点検回数を増やすなどを行い、火災防止に努めております。

○総務課長（横山雄一） それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、職員向けに関して答弁させていただきます。

職員向けには、これまで10回の通知を発出しております。そこで感染症拡大防止対策の徹底を図っているところでございます。ただし、東京都内では感染症の拡大が収まっていない状況でございますので、先日、8月に再度、通知を出して徹底を図っているところでございます。内容といたしましては、都県境を越える旅行等はできる限り自粛することや、イベント等は当面の間中止すること、会議等に関しましては開く場合は対策を講じた上で開催すること、不要不急の外出についてできるだけ少人数かつ短時間で外出すること。懇親会等につきましても、当面の間はできる限り自粛をしてくださいということで各職員には通知をしているところでございます。また、見学対応につきましても、制限を加えた上で、現在実施をしているところでございます。

○1番（野島武夫） よく分かりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を引き続きしっかりとやっていただいて、中間処理施設として機能していただきたいということで、先ほどの答弁にもありましたけれども、熱中症にも気をつけながらマスクの着用、水分補給をしてもらいながらという、本当に働いている方々にうまく配慮していただきながらやっていただければと思います。よろしくお願いします。

爆発の今までの判断のこういう基準というのは分かりました。私どもとしても報告をいただくことで、近隣住民の方の不安もあると思うので、やはり報告をいただくことはありがたいと思っておりますので、引き続きお願いできればと思います。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○5番（森しんいち） 3点ほど質問させていただきます。

まず、1ページの見学者のところですがけれども、先ほどの御説明の中に、一度に受け入れる人数を制限して、現在は見学を再開しているというお話だったと思うのですがけれども、この受入れ人数、制限している人数について、もう一度お答えいただければと思います。

続いて、13ページのリサイクルセンターの資源化の状況であります。毎回、月ごとに出示いただいているのですがけれども、缶類、びん類、ペットボトル、これは月によってこの数字の変動というのは要因みたいなものが何かあるのか、そこら辺が分かっているようでしたらお示しいただきたいと思っております。

最後に、清柳園の工事ですがけれども、土間コンクリート打ちをしてということで、これ、

洗浄するための、地面にこの洗浄水が浸透しないようにコンクリートを打ってあると思うのですけれども、これの洗浄したときの水の回収方法についてお伺いします。

○総務課長（横山雄一） それでは、見学者受入れ人数についてお答えいたします。

7月から制限を設けて受入れを再開しているところでございます。受入れに関しましては、1団体30名以内、それで3グループに分けて10名ずつ案内をしている状況でございます。また、案内場所ですが、現在はクリーンポートのみを案内している状況でございます。

○資源推進課長（濱野和也） 表14のリサイクルセンター資源化量の増減ということですが、これは昨年度と比べますと数字が増えておりますが、これはやはり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、不燃ごみ等も関係するわけなんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための緊急事態宣言解除後も発令中と同様に外出を控えた方が家でこのような飲料水等を飲まれて、そのようなものが多く搬出されたと判断しております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、清柳園電気集塵機を洗浄した後の水の回収方法について御説明させていただきます。

行政報告資料13ページに写真が3枚貼り付けてございますが、土間コンクリート打ちと書いてあるところの写真でございますが、まだこの状態ではできておりませんが、周りにブロックで堰を造っております。横からも水が外部に漏れないようにさせていただきます。解体中はバキュームを用意しまして、バキュームで洗浄した水を吸っております。現状は、清柳園の脇にタンクがございまして、洗浄した水を今そこに保管している状況でございます。これから産業廃棄物処理業者のほうにその水を搬出しまして処理をしていただく、そのような予定になっております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。よく分かりました。

見学についてですけれども、これ、30名以内で3グループで10名単位でと。これは1日に幾つの団体を受け入れられるのか、1団体当たり30名ということだと思うのですけれども、例えば2団体、3団体が30名以内であれば受入れができるのかどうかというところも教えていただければと思います。

それとリサイクルセンター資源化も分かりましたけれども、去年も今年もちょっと見ますと、5月、6月、7月のところで見ると、6月が多いんです、意外と。それで、気温の変動で水分量とかそういうのが影響するとすると、意外と7月とかそちらのほうが、夏に

近づけば多くなるのかなと思ったらそうではなくて、6月が多いということで、何かそこから辺の要因分析ができているのかなというところでお尋ねしたのですけれども、何かもしそういうのが分かっていることがあれば、もう一度お願いしたいと思います。

あと、清柳園に関しては分かりました。この写真だと脇からみんな漏れてしまうのではないかなと私は思ったのでお尋ねしたのですけれども、そういうことのないようにしてバキュームで吸い取ると。それで、今後、その水をどうやって処理するのかなということも少しお尋ねしたかったのですけれども、今のお答えの中で、今保管していて、それを処理業者に持って行って処理してもらうということが分かりましたので、これは結構です。

何点かよろしく申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、見学者の1日の受入れ可能団体ということでございますが、1日、基本的には午前、午後、1団体ずつ現在は受け入れている状況でございます。

○資源推進課長（濱野和也） 量の増減なのですけれども、その辺りは恐らく梅雨の関係等もあろうかと思いますが、その辺は今後、調査研究しながらそのようなところも分析していきたいと考えております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいと思います。

施政方針で挙げられている組合における課題というのが4つございまして、指定管理者制度の導入ですとか清柳園の関係というのは、先ほどの御報告で一定情報提供され、御説明されているところです。残り2つということで、不燃・粗大ごみ処理施設の更新の関係と職員体制ということで2つあるわけですが、今日はこの後もございますので1つに絞ります。不燃・粗大ごみ処理施設の更新の関係で1点だけお聞きします。

耐震診断をしていないという趣旨の御答弁がこの前の定例会でございまして、公共施設でもございますし、また3市にとっては、そこが仮に地震が発生して倒壊するようなことになれば、直ちに市民生活にも影響が生じるという、非常に3市の市民にとっては重要な施設という性格があって、地震が起こらないにこしたことはないのですけれども、行政組織としてはそれに備えていくということが肝要かと思えます。

更新を控えたこの時期にということで、考え方が難しい側面はあると思うのですが、耐震診断というのは少なくとも来年度予算の中で措置されて実施されると。耐震診断をして

強度が備わっていればそれでいいわけですがけれども、備わっていないということになれば、今度はどう補強するかということになってくるわけで、その辺の検討のところ、進捗がございましたらお示しいただきたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、耐震診断についてお答えいたします。

現在の耐震基準は昭和56年6月1日に改正されたものであります。不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和50年2月から稼働し、現在に至っていますが、その間、二度にわたる改造が行われ、第1回目の改造後は昭和59年からの稼働、第2回目の改造後は昭和60年からの稼働となっています。関係書類については、施設の稼働当初の検査済証は確認することができました。しかし、二度の改造に伴います確認済証の発行は確認できたのですが、検査済証の発行を確認することはできませんでした。確認済証が発行されていたということで、新耐震に適合していると判断できますが、稼働当初の施設が旧耐震の建物であることから、新耐震基準に適合しているのかどうかは分からない状況にあります。

施設では手選別作業等の作業を行っていることから、作業員の安全上、新耐震基準に適合するかどうか、耐震診断の実施を検討していきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） その取組は引き続きお願いをしたいなと思います。

昭和50年に建設をされた建物ということで、一部本来なら建築基準法に基づいた完了検査等を実施して、完了検査済証等、これは平面図や構造計算書等の建設をするための基本的な資料、これの保管が十全に行われるということが肝要かと思っておりますので、一番古い建物になるのかなと思いますけれども、現在、このクリーンポートも含めて、その関係書類の保管、保存というのは適切にされているのだろうと思うのですが、この機会でするので、そこのところを改めて振り返っていただきたいと思います。

完了検査済証があって、かつ昭和56年以降に建てられた建物であれば、基本的に耐震性能が備わっていると見ていいというのが私の認識なのです。そこのところが大丈夫かなという気が少ししましたので、昭和56年以降に建てられた建物の耐震性能というのは、普通に考えれば当時の新耐震基準で建てられているはずと私も思いますけれども、法律の手續上、それを証明する手だてというのが完了検査済証であり、台帳記載事項証明書の発行ということになってくるのだろうと思うので、そこのところは新しい部分、新耐震以降に建てられた部分は耐震性能が備わっているという理解でよいかということだけ確認をしたいと思います。

それで、後段、これ以降は要望なので聞いていただければと思うのですが、清柳

園もそうですし、不燃・粗大ごみ処理施設の話もそうですし、この後質問しますけれども、災害廃棄物とか、いろいろ関係3市と協議をしなければいけない課題というのがございますよね。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、いろいろな会議ができない、やりづらいという状況があるという報告も一部あったかと思います。東久留米市でもZoomを使った会議の開催ができないかという検討をされていると聞いているのですけれども、一つの行政市で市役所に基本的には職員さんが集まっている機関でも接触をしない形での会議の在り方というのは、これは検討する必要があるだろうなと思う。

柳泉園組合というのは、関係3市、物理的に離れたところに相談相手がいるという組織の性格上、感染症拡大防止という観点と、行ったり来たりをなくすという意味でのオンラインでの会議、ミーティング、どの会議でそれを実施するかというのは精査が必要かと思えますけれども、関係職員の方々と協議、調整をする、報告をしたり相談をしたりということについては、一定活用の余地があるのではないかなと思います。そのために一定程度、設備的な備えが必要なのかという気がしますので、その辺も少し検討していただきたいと、これは要望です。いろいろな課題があって、集まって話ができないので、協議、検討が進みませんという状況は望ましくないと思いますので、今後の感染症拡大状況にもよるとは思うのですが、そういうところも検討していただきたいと思います。

前段だけお願いします。

○資源推進課長（濱野和也） 二度にわたる改造に関してなのですが、確認済証の発行を確認したということで、これは花小金井にあります東京都多摩環境建築指導事務所に出向きまして、そこで台帳の内容確認をした結果、二度にわたる改造の建物に関してはそこに記載されておりましたので、問題ないと判断しております。

○3番（村山順次郎） 結構です。

○議長（三浦猛） 後藤議員。

○4番（後藤ゆう子） それでは、2点質問させていただきます。

1点目が、行政報告で、ごみの量とかについては分かったのですけれども、例えば2ページのごみ処理手数料が昨年同期と比べて約2,000万円減っているというところや、厚生施設も950万円ぐらい収入が減っているというところで、新型コロナウイルス感染症の影響によって、私は何かごみが増えて、厚生施設は収入がなくてもごみ処理手数料的にはそんなに問題ないのかなと思っていたのですけれども、今日見たらかなり下がっているので、財政的な概況というか、そういうのをお伝えいただければなと思います。感染症

拡大防止対策として、人件費というか、人の作業が増えたりして残業が増えているのかしらとか、粗大ごみの搬入も増えて残業が増えているのかとか、先ほどみたいに爆発があると少し稼働が止まって、また午後から再開という感じで、多少そのような人件費にも影響が出るのかなと思っておりますので、財政的なものをメインにもう少し概況と、あとは新たな作業工程というか、日常業務に加わって困っているようなことがあればということを一項目としてお伺いいたします。

それから2点目は、これは少しまだ、私もどういふふう質問していいのかわからないのですが、7月22日の日本経済新聞に載ったのは、政府が7月21日に経済産業省と環境省の有識者会議で、今後、プラスチック製品を資源ごみとして一括回収をする。もう燃やしたりするよりもリサイクルに軸足を置くというところで、容器包装プラスチックとそれから文房具とか台所用品などのプラスチック製品を各自治体で一括回収してリサイクルする仕組みをつくっていくということでした。早ければ年内に具体的な制度を固めて2022年度以降の実現を目指すというところで、22日に日本経済新聞に載って、27日には朝日新聞の社説にも載って、これ少し私もどう受け止めていいのかわからないのですが、ものすごく大きな政策転換と受け止めています。

柳泉園組合としては、これを把握しているのかということと、もしこれが本当に年内に変わるとすれば、今後策定されるであろう一般廃棄物処理計画の内容が変わってくるのかなと思うのですが、この件に関して現在のところ、柳泉園組合ではどのような状況か、受け止めについてお尋ねいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策関連で財政的な面でございますが、確かにこの期においてはごみ処理手数料が2,000万円ほど減額と、あと、厚生施設の施設使用料についても減額をしている状況でございます。また、職員の時間外につきましても、多少在宅勤務等があった関係で増加している傾向にございました。これは、今5か月たった状況では、最終的には若干影響があるかなとは考えております。今後また推移を見極めていきたいと考えているところでございます。

○技術課長（米持譲） 今期のごみ処理手数料の減少の原因について御答弁いたします。

今期、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴いまして、事業のテレワーク化や不要不急の外出を控えていることから、家庭ごみの公車が増加している状況でございます。反面、事業者の事業活動が制限されたり縮小を余儀なくされたということで、事業系私車の減少がございました。結果としては、ごみの搬入量自体は増加している状況でございます。

す。このため、今期の可燃ごみの総搬入量については、対前年度比で544トン、3.3%の増でございましたが、そのうち家庭ごみの公車が976トン、8%の増でございました反面、私車が432トン、10.5%減少したことが一番の要因であると考えております。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、プラスチック製品の資源ごみとしての回収についてお答えいたします。

プラスチックごみ一括回収に関しましては、2022年度以降、プラスチックごみ専用の区分を新設してリサイクルを推進するとされています。今後、資源区分を新設することで処理方法に影響が出るかなど、国の動向を注視しながら、状況を見ながら調査研究していくとともに、関係市とも協議を行っていきたいと思っております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

若干影響があるかなという御答弁でしたので、まだ基金を取り崩したり、補正予算でもう少し予算編成を変えたりというところではないのかというのだけもう一回確認させていただきたいことと、それからプラスチックごみの一括回収はまだ第一報ぐらいですので、私もどう質問していいのか分からないのですけれども、柳泉園組合も関係市と協議するということでしたので、私も今後の動きを注視させていただきます。

1点だけお願いします。

○総務課長（横山雄一） それでは、補正や基金の活用についてでございますが、現時点では考えてございませんが、今後、それを見据えて検討していきたいと考えております。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○8番（山崎美和） 清柳園の関連で幾つかお願いします。

まずは、工事請負契約なのですが、資料の3ページになりますが、これ、一度不調になったものをもう一度やって、この結果になったのですが、辞退が多くて、ここに載っているのでは比較できるのは2つの事業者だけという状態になっております。そもそもが不調になった後に、入札価格を下げていくために工事内容を変えるなどのことをやっていると思うのですけれども、そのような経緯を教えてくださいと思うのと、辞退しているところのそれぞれの理由と、金額が出ているところには金額の差がとても大きいのですけれども、その理由として考えられることを教えてください、これが1件です。

それから、解体工事自体についてですけれども、13ページですが、このことについての地域の市民への周知ですとか、理解を得るということについてお考えをお伺いしたいと同時に、今後どうしていくのかという計画を教えてくださいと思います。

少しそれにも関連するのですけれども、もう1つが環境の検査、大気の検査や先ほども数字が出ている様々な検査が出ていますけれども、この検査の結果はどのように公表していくのか、それから地域の方たちには知らせていくのかということもお伺いしたいと思います。

それから最後に、清柳園自体の全体の解体について、これからいろいろスケジュールをつくっていくということをこの間、伺っておりますけれども、前回の議会からこれまでの間に進捗があればお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁させていただきます。

まず、入札の関係でございますが、第1回目の入札が全て辞退という形になっております。その内容といたしましては、技術者が用意できないですとか、金額的なことではなく辞退ということをお願いしておりますので、2回目の入札につきましても指名させていただき業者を変えさせていただきます、特に金額、仕様等の変更はしてございません。そのまま入札させていただいて、落札をしていただいた状況でございます。

続きまして、環境の調査でございますが、先ほども申し上げましたとおり、標準土を設けたり、また日に2回、大気を採取するなどして環境の調査を行っております。こちらは「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に基づきまして調査をしているものでございます。標準土等につきましては、現在も設置してございますので、工事が終了しましたらそちらを検査いたしまして、どの程度影響があったのかという数値が出ますので、またそれが出ましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、周辺の住民の方への周知の方法ですが、工事開始にあたりまして、特に周知等は行っておりませんでした。

電気集塵機の解体撤去工事は、先ほど来申し上げましたとおり6月1日に契約をいたしまして、関係官庁及びJR東日本への書類の提出準備等を行い、7月13日から現場での作業を開始いたしました。その際に、周辺住民への事前説明等は特に行っておりませんでした。その後、7月16日に周辺住民の方から柳泉園組合及び清瀬市ごみ減量推進課に電話がありまして、私が現場を確認に行った際に、清瀬市ごみ減量推進課に着信した電話にも対応いたしました。

電話の内容といたしましては、解体工事を行うことの連絡がなかったということでありまして、翌17日午後17時に工事内容、期間、施工業者、連絡先等を記載した説明文を作

成し、御自宅へ伺いましたが、御不在だったため、説明文と名刺を奥様にお渡しさせていただきました。その後、7月21日午前10時から、電話をいただいた市民の方を含む周辺の住宅24軒に説明文を配布しに伺いました。御在宅だった方には口頭でも説明させていただきましたが、不在の方にはポストインをさせていただいております。また、27日午後には、電話をいただいた周辺住民の方ともお会いすることができまして、おわびと説明を行い、御理解をいただいたところでございます。その後、市民の方からの連絡等は特にございませぬ。

今後、清柳園本体の解体もこれから行ってまいりますので、その際には事前に説明をし、周辺住民の皆様にご理解をいただきながら進めるようにしていきたいと考えております。

○総務課長（横山雄一） それでは、清柳園の解体の協議状況でございます。

清柳園本体の解体につきましては、財源、負担金、跡地利用及びロードマップ作成などを、現在、事務連絡協議会で協議を行っております。これまで7月、8月、2回協議を行っている状況でございます。そこでまとめ次第、管理者会議、議会へと報告をさせていただきたいと考えております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。入札のことは分かりました。この3,740万円の金額でやってくれるというところがあってよかったという、そういうことなのかと思います。

少し気になっているのが、この工事が電気集塵機だけを移動させているのですけれども、その周辺のものをつながっているものを外して運んでいるのか、もともとつながっているものがなくてそのまま土間まで運んだのか、そのような事情がよく分からないもので、結構見ていると、取り外したものが何か穴が空いているのではないかと、そういう不安が少し住民のほうからもあつたりもするのです。なので、工事の結果の状況を住民によく知らせるということはますます大事になると思うのです。工事をやったから少し安全になっているし、これからも進めていくのだよというこれからの状況を知らせていくように努力してほしいと思います。

先ほど、解体工事が始まるのでその連絡をすると言っているのですが、これはその24軒配布したところに同じように手紙を配布するという理解でいいのでしょうか。そのことを確認すると同時に、進めていっていただきたいと思います。

それに関わってですけれども、環境の問題です。多分お住まいの方たちは、あそこは新しい住宅がたくさんできているので、そのような施設があるということに初めて気づいた

り、そこには結構環境に問題のあるものがあるのだということも初めて知った方も多いと思うので、そういう方たちに対して丁寧に、それがどういうものでどういうふうに安全に処理し、それを今後取り除こうとしているかという、そのようなことも分かるような形でしていただきたいので、そういう意味では公開してほしいなと思っています。大気の場合と、あと、土の状況がはっきりした段階で、どういう形で公表できるのかお伺いしたいと思います。

全体の解体については、事務連絡協議会が2回行われているということなのですが、ここでの協議の内容を少し教えていただければと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁させていただきます。

電気集塵機を今回解体させていただいたのですが、周辺にありましたダクトは同じようにラッピングして解体をしております。本体のほうにくっついてしまっているものはできないのですが、その他のものはできる範囲でやっております。

それから、大気又は標準土の結果の公表の方法でございますが、これは今私がここではっきりと申し上げにくいのですが、できましたらホームページなどでも公表し、周辺の皆様に御安心いただければと、考えておりますので、そのような方向で進められればと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、協議の内容でございますが、こちらについては先ほど申し上げたとおり、跡地利用ですとか財源、基金を使ってやるのかですとか、基本計画の策定ですとか、あと、解体の実際の時期などを今協議しているところでございます。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。協議については進めていていただきたいと思います。できるだけ早く、残っている部分がやはり大変気になるのと、先ほどおっしゃっていた低濃度のPCBが出ていたということなので、そうすると残っている施設にあるのだろうかということも考えたりもしますので、まだそういう調査もしていないわけですね、ほかの施設に対してあるのかどうかということは。少しその辺も確認したいのですけれども、いずれにしろ、汚染したものが地域にいつまでもあるというのが大変な不安になっていくので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

ホームページへの調査の公表はぜひお願いしたいと要望いたします。

あと、周知についてですけれども、手紙を出していただけるのだということだと思っておりますけれども、その後も時期を見て必要なときにはやっていけるように積極的に周知をしていってください。お願いします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、PCB含有のコンデンサーの件につきまして御説明させていただきます。

清柳園全体のコンデンサーにつきまして、調査は済んでおります。今回、電気集塵機にありました2つのコンデンサーだけ逆に済んでいなかったものですから、今回解体の際に調査をさせていただいたという状況でございます。工場本体にあるコンデンサーにつきましては含有ではないということは確認できております。今回、1機につきまして低濃度の含有がございましたので、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、処理を進めてまいりたいと思います。

○議長（三浦猛） ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

○6番（稲垣裕二） お尋ねをさせていただきますが、少しその前に、今の山崎議員とのやり取りを聞いていて、柳泉園組合にとって極めて優先課題の高い清柳園の電気集塵機の工事のことを周辺住民に知らせていないなんていうこと自体あり得ませんよ、普通。挙げ句の果てに、御地元の清瀬市の職員さんの手も煩わせたわけでしょう。どういうことですか。しっかり取り組んでくださいよ。議会でこれだけ問題になっていることではないですか。

それでは、少しお尋ねをさせていただきますけれども、工事請負の契約状況で5ページのリサイクルセンターびん系列補修及び10ページの粗大ごみ処理施設破砕機部品補修、この2点についてですが、いずれも随意契約ということで、その契約理由を見ると、特殊なものなので設計施工会社でしかできないと、こういうことで理由がなっています。このこと自体はどうということではないのですが、柳泉園組合自体がやはり業務内容がある程度特殊なもので、設備も一般汎用型でないものが当然多いので、こういう現象が起きてくるのだろうとは思ってはいるのですが、例えばこの2つの今回の設備については、いつ頃導入されて、耐用年数がいつで、結果、ずっとこのような状況が続いていくということになるのだと思うのですが、そういうことを把握しているのであればお聞かせをいただきたいのと、このような設備を導入する段階でこういうことというのは分かるものなのでしょうか。機械のことはあまり詳しくないので、導入時にこういうことが想定をされていて入札がされているものなのか、結果、途中でこういうことになるのか、その辺が分かればお教えをいただきたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） まず、粗大ごみ処理施設の破砕機部品補修なのですが、こちらは建設当時から同じ業者が作業等を行っております。内容的には、破砕機ですのでご

みを砕いたりしますので、磨耗した部分に肉盛り補修を行ったり、それを再度使用できるようにということで行っているところなのですが、そのために、理由としましては行政報告資料の契約理由にも書いてありますように、設計施工会社でしか入手できない作業等ということで、1社でずっと稼動以来同じ業者が実施しているところでございます。

それと、もう1点のリサイクルセンターびん系列補修ですが、こちらに関しましても最初に御説明いたしました破砕機部品補修と同じように、同じ業者が施工以来、今まで点検等を行ってきております。ただ、施設的にももう大分リサイクルセンターも粗大ごみ処理施設も建物自体も古くなってきておりますので、更新等も今後考えていく必要性もありますけれども、今後このような工事がやはり同じように同じところが対応していかざるを得ないのかなと感じております。

○6番(稲垣裕二) 御答弁を聞いていて、当然やはり特殊なものでずっと同一業者なのだろうと、いつからスタートしていつまでなのかというのはよく分からなかったのですが、とにかく使い始めてから使い切るまでがそういうことだと。御答弁を聞いていますと、多分導入時にそれは分かることなのかなという感じがするのですね。

もう1点お尋ねしたいのは、そういう設備を導入するときには、今回の入札については特殊な設備であって、今後メンテナンスについては同一業者が施工するということについては、例えば議会に、この入札の件についてはこうなっていると、今後メンテナンスは同一業者になる可能性が極めて高いですといったような御報告というのはこれまでできてきているのでしょうか。

○資源推進課長(濱野和也) 今の内容の件に関しまして御報告はしたことはございません。

○6番(稲垣裕二) なかなか行政サイド、執行する側も把握できない部分もあるのかもしれませんが、もし把握をして伝えられる機会があれば、こちらの認識としても把握をしておきたいという思いがありますので、ぜひ考慮できれば取組を対応していただきたいということを申し上げて終わります。

○議長(三浦猛) ほかに質疑はございますか。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第5、一般質問」を行います。

所定の期日までに通告された方は2名でございます。通告書の受理順位の順番に一般質問を行います。

それでは、村山順次郎議員の一般質問を行います。

○3番（村山順次郎） それでは、災害廃棄物の処理について伺います。

風水害、地震、津波などの自然災害によって発生する大量の災害廃棄物の処理に苦慮する自治体の事例が毎年のように報道されております。災害廃棄物の処理を円滑に実施することは復旧・復興の基礎となるものと考えますし、道路上や公園、民有地に不適切に積み上げられた災害廃棄物は、腐敗による悪臭など影響を生じ、公衆衛生上の課題となる上に、場合によっては火災などのリスクも負うものと思います。

国は2016年、全国の市町村に災害廃棄物処理計画をつくるように求めています。あらかじめ仮処分場等を選定し、運搬や分別などの手順を定めておくことで、いざというときの処理を円滑にするものだと考えます。計画を策定することで市民の周知にも資するものとなるものだと考えます。基本的にこの計画策定は、基礎自治体である構成3市がそれぞれ取り組むべき課題とは思いますが、構成3市には、参考になる事例の研究などを通して適切な計画の策定を望むところですが、一方で、構成3市の廃棄物の中間処理を担う柳泉園組合にとっても災害廃棄物の適切な処理は共通する課題、構成3市と一体となって取り組むべき課題だと考えます。

柳泉園組合として、構成3市と緊密に協議、連携をしながら、災害発生時の廃棄物処理についてそれぞれの役割の明確化などを図りながら、適切な時期、適切な形で計画の策定が必要だと考えます。災害廃棄物の処理に関する柳泉園組合の役割について見解を伺います。

2点目は、災害時の施設利用についてお伺いいたします。

これまでも継続的に検討を求めてまいりました。災害発生時において柳泉園組合の厚生施設、これを避難所等として活用できないでしょうかという問題であります。一貫して求めていますのは、柳泉園組合と東久留米市とで役割分担を明確にする意味でも、適切な

形で協定を締結し、災害時に円滑にその利用が図られるよう備えていただきたいということとであります。

構成3市において最も憂慮すべき事態、災害は、私は直下型地震に対する備えだと思っております。クリーンポートそのものは震度7でも耐え得るよう設計されていると聞いております。電気、ガスなどのライフラインとともに必要な薬剤等の供給があれば、クリーンポートは運転継続は可能ということが以前のやり取りで分かっております。地域防災計画で想定されるような直下型地震の発生となれば、柳泉園組合の第一の役割は、1問目に関わりますけれども、災害廃棄物の処理ということが求められる。そのためにもクリーンポートの安定的な運転継続となることが第一の役割になるだろうと思っております。

一方で、柳泉園組合が持っている厚生施設は、被災された市民のために応急対応に活用すること、これは可能であろうと思っておりますし、必要だと考えています。平成27年度段階のやり取りでは、構成3市で組織する柳泉園組合の施設である厚生施設、これを災害時に誰が活用するかという課題について、東久留米市以外の2市は、柳泉園組合の厚生施設を防災対策という面では活用する考え、予定はないということが確認をされ、議会でも説明をされているところであります。

また、別の課題でありますけれども、東京都などにより柳泉園組合の施設が大規模災害時の救助・救援の活動拠点として指定されていると、この点も課題として指摘をされてきたところであります。

直近の状況として、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況がありまして、避難所における感染症拡大防止対策を図るために各市では避難所スペースの確保、様々な工夫が求められていて、特に介護を必要とするような高齢者や障害者などのための二次避難所の確保ということが緊急の課題となっていると私は考えます。

この問題について、平成30年度第4回定例会において、御担当からは、東久留米市とは定期的に協議をしていると。何がしかの協定ということになりますと、清瀬市、西東京市と確認をしながら、少しずつではありますが、進めていきたいとの趣旨の御答弁がございました。この段階から1年半、そろそろ2年という段階に来ておりまして、進捗が見られるかといえば見られないというのは現状だと思っております。この協議を推進していただきたいとの立場から、現段階での協議経過とともに、改めて見解を伺います。

○管理者（並木克巳） 村山順次郎議員の一般質問についてお答えいたします。

災害廃棄物の処理について、当組合の災害発生時における廃棄物処理に関する役割及び

計画については、関係市において令和4年度からの災害廃棄物処理計画の策定を予定していることから、それに合わせまして当組合として連携できることを考えております。

○助役（鹿島宗男） 補足説明をさせていただきます。

構成3市との協議の状況でございますが、現在、コロナ禍の影響から少し期間が空いておりますが、課長級による構成3市会議及び係長級による構成3市PT会議を設けておりますので、令和4年度に向けた一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画について当組合ができる役割を、意見交換等調整の上、今後詰めてまいりたいと考えております。

○技術課長（米持譲） 補足答弁させていただきます。

災害廃棄物発生時の当組合における役割については、原則、中間処理施設としての一般廃棄物の処理、処分でございます。今後想定される災害時には、我々ができることは連携していきたいと考えております。

また、災害廃棄物処理計画につきましても、構成3市において策定する業務でございますので、当組合においては、令和4年度の一般廃棄物処理基本計画の中に役割を踏まえながら、関係市との災害廃棄物処理について明記していきたいと考えております。

○助役（鹿島宗男） 2点目の厚生施設の避難所活用についてでございます。

災害が発生した際には、柳泉園組合としてできることは協力させていただきたいと考えております。また、一定の条件が整えば、災害の際に厚生施設を活用することは可能であると思っております。災害時の厚生施設の活用ということになると、柳泉園組合にはノウハウ等がございますので、現状、東久留米市とは協定に向けて協議を行っております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、補足答弁させていただきます。

東久留米市とは災害時の厚生施設の活用について協議を行っておりますが、東京都が大規模救出救助活動拠点として活用する際に、厚生施設は含まれないということが分かりましたので、今後、具体的な依頼があった際には、清瀬市及び西東京市に災害時の厚生施設の活用について再確認をした上で検討、調整に入りたいと考えております。

○3番（村山順次郎） まず、災害廃棄物の処理のところでございます。御答弁を私なりの受け止めで申し上げますと、各市で令和4年度からそれがスタートできるように、つまり再来年度ということですね。だから、来年度の中で各市で計画をつくっていかれるということが一つと、あとは管理者からもありましたが、連携できることはしていくという御答弁だったかなと、大きく言うとその2点がポイントだったかなと感じております。

それで、災害が起こっていない通常時、一般廃棄物の処理について、構成3市と柳泉園

組合の役割分担というのは、これは明確に現在様々な面でありますけれども、明確にされていると思う。そのルールが災害発生時にどのように変わるのか。役割分担が通常時はこうだけれども、災害が発生した場合、大量の災害廃棄物、例えば可燃性のものがごみピットの収容能力を超えるような廃棄物が大量に発生した場合、どうなるのか等、このところの協議は丁寧に進めていっていただきたいし、構成3市から、ここはこうしてもらえないかという要望の一つや二つあるはずだと思うので、もちろん、できない、これはあると思いますけれども、そこは一体になって、廃棄物の処理に関しては、構成3市については柳泉園組合でやっているという形式ですけれども、そこは一体で一連の工程だと思いますので、そのところはよく連携をしながら協議していっていただきたいなと思います。

あわせて、折々私言っておりますけれども、柳泉園組合の取組において最も大事なものは、私はやはり周辺住民の皆さんの御理解、今ある周辺住民の皆さんとの一定の信頼関係、ここに尽きると思います。ですので、計画で構成3市と話し合っただけで済ませようというスタンスではなくして、一步一步、一つ一つの段階で丁寧に周辺住民の皆さんに説明をして御理解を得ていただくということ、ここにはもうくれぐれもお願いをしたいと思います。その点をお願いしておきたいと思います。お願いで終わります。

2点目の災害時の施設利用に関してですけれども、東京都の救助・救援の大規模活動拠点に指定をされているということがあって、それが厚生施設は関わらないということが確認をされたということは一つ前進かなと思うのですが、平成27年当時、東久留米市以外の2市の方に確認をしていただいて、平成30年当時の答弁でも改めて確認をしていきたいと御答弁があって、今お聞きしますと再確認していきたいという御答弁があってと、少し残念としか言いようがないというか、そのところは指摘をしたいなと思います。

災害ですから、災害発生時に備えた取組を求めている問題ですから、幸いにしてこの間は想定されるような災害発生がなかったといえそうですけれども、いつ起こるか分からないという意味合いでは常にそうでございますので、この協議については構成3市、この問題に関しては東久留米市とよく協議をしていただきたいなと思います。その中で、例えば避難所としての活用ということになってきますと、それに必要な備品を保管したりするということが場合によっては必要になるかもしれない。そういうところについては、協議の中で対応できるところは対応していただくということを求めて終わります。

○議長（三浦猛） 以上をもって村山順次郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

続きまして、稲垣裕二議員の一般質問を行います。

○6番（稲垣裕二） 6番、稲垣裕二です。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は繰越金についてであります。

本年度の当初予算の繰越金は4億円と計上されております。資料によりますと、そのうち私車処分費積算額は2億1,950万4,000円とのことです。残りの1億8,049万6,000円はどのような積算によるものなのでしょうか、お教えてください。

繰越金が確定をしている前年度、令和元年度において確認をしてみます。平成30年度決算実質収支額5億967万7,215円です。令和元年度当初予算繰越額3億9,700万円、この内訳は私車処分費精算額2億380万3,000円と繰越金1億9,319万7,000円です。2号補正により1億1,267万7,000円増額され、補正後、5億967万7,000円となります。この増額分は決算による剰余金かと思えます。結果、先ほど申し上げた平成30年度決算実質収支額と繰越額が同額となります。この当初予算における私車処分費以外の繰越金の財源積算の考え方をお示してください。令和元年度、昨年度で申し上げますと1億9,319万7,000円、本年度であれば1億8,049万6,000円の根拠についてであります。

2点目、基金についてです。

柳泉園組合では、退職給与基金、環境整備基金、そして施設整備基金を保有しております。今年度を含めた直近3年間の積立状況は、退職給与基金については毎年度4,000万円積み立てられています。これは定年退職数見込みによるものかと思えます。一方で、環境整備基金と施設整備基金については、積立てを行う年度と積立てゼロの年度、さらには年度により積立額が変動をされております。今後の不燃・粗大ごみ処理施設や清柳園への対応など、柳泉園組合として取り組まなければならない課題が多くあります。この2つの基金の積立て基準、さらにはおのおのの目標積立額はどのようになっているのでしょうか、

お聞かせください。

以上、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○管理者（並木克巳） 稲垣裕二議員の一般質問についてお答えいたします。

まず初めに繰越金について。繰越金の財源積算の考え方でございますが、当初予算編成時に当該年度の歳入増加見込み及び歳出不用額見込みを算出し、繰越金として計上しております。

続きまして、基金について。職員退職給与基金については、職員の定年退職者数を考慮し、計画的に積立てを行っております。また、施設整備基金及び環境整備基金については、現時点で積立て基準及び目標積立額はなく、今後の各施設の更新に備え、剰余金を積み立てている状況でございます。

○助役（鹿島宗男） 補足説明をさせていただきます。

積立ての考え方でございますが、職員の退職給与基金につきましては、退職する職員の退職手当を基金で賄えるよう、各年度の退職手当必要額を算出し、基金積立てを行っております。また、普通退職にも対応できるよう、1名分程度の金額を考慮し、積立てを行っております。積立額につきましては、年度ごとに大幅な増減がないよう計画的に積み立てしております。

施設整備基金及び環境整備基金については、積立て基準及び目標積立額は明確になってはおりません。しかし、今後、各施設の建て替えなど課題が多くございます。それにはかなりの費用が想定されるため、可能な限り積み増しを行ってまいりたいと考えております。

○6番（稲垣裕二） ただいま2点につきまして御答弁をいただきましたが、まず1点目、繰越金についてであります。

管理者より御答弁をいただいて、予算編成時において前年度の繰越金の見込額を計上していると。いわゆる決算剰余金、歳計剰余金の一部見込額を当初予算に計上しているのですよと、こういうことでありました。

そこで、以前にも申し上げましたけれども、この繰越金については私車処分費という、要は予算書、決算書に出てこないものが実はこの中に組み込まれているのだと。まず、この点について以前御指摘をさせていただいて、これは地方自治法第210条の総計予算主義の原則に反するのではないですかという御指摘をさせていただきました。この点についてその後どのような協議がなされたのか、お尋ねをさせていただきます。

それともう1点が基金についてです。先ほどの御答弁でも積立て基準と積立目標額は現

在ないんだよと、こういうようなことでございましたが、1回目の質問でも申し上げましたが、これからの柳泉園組合に課されている課題、しかも多額の費用がかかるであろうもの、目先は清柳園ということになりますが、それとて1億円、2億円で済むという話ではなくて、相当な金額がかかるでしょうと。そして、その次には不燃・粗大ごみ処理施設と、何十億単位というものがかかるわけですから、ここへ向けてしっかり目標をどうするのだと、建設費用がどれぐらいかかって、基金でどれぐらい必要で、では年次計画でどう積み上げていくのだと、こういうことをしっかりと検討すべきだと思いますが、この点について再度お尋ねをします。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目の繰越金についてでございます。

総計予算主義に関しましては、先日の議会でもお話しいたしましたとおり、予算資料に記載しており問題ないと考えておりましたが、議員のおっしゃるような意見があることを認識して、引き続き来年度予算編成に向けて検討させていただきたいと思っております。なぜなら、予算計上方法及び積算方法については、私車処分費の確定時期と予算編成時期との関係を含め、負担金の計算方法と関連がございますので、関係市と協議をしておるところでございます。

次に、基金につきましては、直近の課題といたしましては清柳園の課題があると認識をしております。清柳園の課題につきましては、現在、事務連絡協議会で協議をしており、その中で財源等も含めて現在協議をしているところでございます。今年度中の早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。その次に、不燃・粗大ごみ処理施設についても、今年度中に方向性を示していきたいと考えているところでございます。

○6番（稲垣裕二） 今、課長のほうからも御答弁をいただきましたけれども、予算の資料に載っているからいいのだという認識そのものが私はおかしいと言っているのですよ。そこはしっかり整理をすべきですよ。改めてそのことは申し上げます。

それで、お尋ねをさらにさせていただきますけれども、まず、私車処分費が繰越金や予備費に入っていること自体で数字がよく分からなくなっているのがまず1点目はあるのですけれども、それはそれとして、改めて確認をしますが、例えば直近の前年度、全て決算が確定している令和元年度で見ますと、令和元年度の決算が終わった段階で実質収支額が確定をして、翌年度に当然繰越しをしているわけです。その中に私車処分費が入ってしまっているのですが、柳泉園組合の場合は、決算が終わった段階で実質収支額が確定したのから継続費や繰越明許費がないので、全額が翌年度に繰り越されるわけです。

よ。

そこでお尋ねをしますけれども、これが翌年度の繰越金、要は歳計剰余金になるわけですので、地方財政法第7条には、その2分の1を下回らないものを基金や繰上償還に充てなさいよと、こうなっていますが、この実態はどうなっているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、剰余金の関係でございますが、予算に計上したのものより上回った部分の剰余金に関しましては、2分の1を基金に積み立てさせていただき、それ以外はそのまま繰り越している状況でございます。

○6番（稲垣裕二） 申し上げますね。地方財政法第7条で、剰余金というところで冒頭部分を読み上げます。「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下回らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。」となっているのですよ。分かりますか。

だから、決算が終わって翌年度へ繰り越す全体額、例えば平成30年度で見いきますと、平成29年度の決算が確定した段階の繰越金、実質収支額、これは6億2,800万円なのです。これが翌年度に繰り越されるわけですよ。歳計剰余金として6億2,800万円が繰り越される。となると、この6億2,800万円のうち、3億1,400万円以上は基金か繰上償還に使いなさいよと、地方財政法第7条はそうしなさいと、しなければならないとうたわれているわけですよ。3億1,400万円が、では実際に基金に積み立てられたのですかと、こういうことをお尋ねしているのですよ。

私が調べた限りでは、その翌年度に退職基金で4,000万円、それから環境整備基金で5,000万円積み立てています。さらに、翌々年度に退職基金で4,000万円、それから補正予算で施設整備基金に5,600万円積み立てています。合わせて1億8,600万円なのです。そうすると、6億2,800万円の2分の1である3億1,400万円に到達していないのですよ。償還表を見ると、繰上償還をしている気配もないと。となると、地方財政法第7条に規定している2分の1に到達していないのではないのですかと私はお尋ねをしているので、私が何か見落としていることも当然十二分にあり得るので、いや、稲垣、そうではないよと、こういうことできちんとやって、2分の1を超えるものをしっかりと対応しているのだよということであれば、それを御説明していただきたいです。

○総務課長（横山雄一） それでは、剰余金について御答弁させていただきます。

剰余金の中には稲垣議員がおっしゃったとおり私車処分費も含まれておりますので、そこで単純に2分の1は行かないこと、それとうちのほうでは予算計上した額以上の剰余金について2分の1を基金等に積み立てさせていただいているということでございます。

○6番（稲垣裕二） まず、後段の部分のお答えですけれども、だから剰余金というのは前年度の実質収支額をもって剰余金ですと、柳泉園組合の場合はですよ、継続費とか繰越明許がないのだから。当初予算からプラスアルファになった部分が剰余金だなんて、そんなことはどこにも書いていないですよ。それは勝手な判断ですよ。地方財政法を、よく読んでくださいよ。柳泉園組合は、地方公共団体です。ルールにのっとってやってくださいよ。

それと、自らが言ったように、繰越金に私車処分費が入ってしまっているからおかしくなってしまっているのだと、こう言っているわけですよ、今の答弁だって。元来そこがおかしいのですよ。百歩、千歩譲って、仮に先ほど言った平成30年度の数字で、平成29年度の決算で6億2,800万円で、3億1,400万円以上は基金か繰上償還に使いなさいと。ところが使われていないのですよ、現実には。さらに、私車処分費を千歩譲って差し引いたとしても、その場合でも2億1,800万円に到達しなかったら2分の1にならないのですよ。言っている意味が分かりますかね、課長。そうなると、柳泉園組合は地方財政法に違反した行為をしているのではないですかと、こう言っているのですよ。

私だって素人だから全部見切れていないので、そうでないのならば、そうではないのだよということをもう一回きちんと説明してくださいよ。

○総務課長（横山雄一） それでは、答弁させていただきます。

まず初めに、私車処分費が入っているからおかしいとは申し上げていません。それで、違反しているかどうかについては、明確にここではお答えすることはできませんが、我々としては今までやってきた方法がおかしいという認識はございませんでした。今、稲垣議員がおっしゃっているようなことがあるようであればというか、その辺も確認して、今後、検討していきたいと考えております。

○6番（稲垣裕二） それでは、再度お尋ねします。

平成29年度の決算を受けて平成30年度は平成29年度の、要は決算剰余金は幾らで、一体積立額が幾らで、繰上償還は幾ら使われたのですか。これは2分の1に到達しているか、数字なのだから計算すれば分かる話なので、教えていただけないでしょうか。

○総務課長（横山雄一） すみません。現在手元に資料等がございませんので明確な数字

はお答えできませんが、稲垣議員がおっしゃっている2分の1には恐らく到達していないと考えております。

○6番（稲垣裕二） 2分の1に到達しないということは、地方財政法第7条に違反しているのではないですかと私は言っているわけですよ。

それで結局、構成3市から負担金をいただいて柳泉園組合は運営をしていて、その上でもし仮に地方財政法に違反した財政運営をしていて、そして繰越金とか予備費に本来は科目でしっかり私車処分費が計上されるべきものを一緒くたにして、外から見たら分かりませんよ。構成3市の市民が決算・予算書を見て分かりますか、これ。見えない部分が多過ぎますよ。これをしっかりしてくださいと私は申し上げているのです。

だからこれ、いつまでもしつこく続けてもとは思いますが、申し上げたいのは、しっかりとルールを守って、もし仮に2分の1のルールが今まで守られていないのであれば、それは再度確認をしていただきたい。明らかに、当初予算から増えた分が剰余金だという、その認識、まず入り口が間違っていますよ。前年度決算の数字で剰余金が決まるのですから。その辺の認識も私、ずれていると思いますよ。先ほど言ったように、柳泉園組合は地方公共団体なので、法律を守りましょうよ、法律を。地方財政法というのは法律なのです。法律を守った運営をしてくださいよ。とにかくこのことについてまず確認をして、しっかりと議会に伝えていただけるかどうか、この点だけ最後にお尋ねします。

○助役（鹿島宗男） 議員が御指摘していただいたところに関しては、私どもで再度確認をいたしまして、議会のほうに報告をさせていただきます。

○6番（稲垣裕二） 議会に報告をしていただくのと同時に、万が一そのような事態であれば、これからどうしていくのか、そしてなぜそんなことになったのか、この辺についてもしっかりと御協議をしていただきたいと思いますよ。あわせて、これからの基金のほうで言えば、様々な課題があるわけですから、3市から負担金を集めて運営していく上で、その辺もしっかりと、財政運営がなっていないという話になったら、負担金がこれで正しいのかという議論にも広がっていきますよ。その辺も含めてしっかり整理をしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（三浦猛） 以上をもって稲垣裕二議員の一般質問を終了します。

○議長（三浦猛） 「日程第6、令和2年度柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明をいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、令和2年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

それでは、資料を御覧ください。

1の視察目的ですが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工した施設で、老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ検討する必要があるとございます。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営の在り方等の参考とするため、先進施設を視察するものでございます。

2の視察先は、さいたま市の桜環境センターでございます。施設は、平成27年4月に竣工し、熱回収施設である焼却施設、リサイクルセンター及び余熱体験施設を備えた都市型の先進施設でございます。

3の実施日及び行程ですが、実施日は令和2年10月29日（木曜日）でございます。

行程は、貸切りバスにより、午後1時、当組合を出発し、午後2時から2時間程度見学をし、午後5時ごろ帰庁予定でございます。

4の参加人数につきましては、記載のとおり、現時点では23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として視察先のパンフレットを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日にちが近づきましたら発送させていただきます。また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まっていない状況でございますので、最終判断は9月末に議長と調整の上、決定させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で説明が終わります。

これより令和2年度柳泉園組合行政視察（案）について質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和2年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和2年度柳泉園組合行政視察は、日程を10月29日（木曜日）とし、視察先は埼玉県さいたま市桜区にある桜環境センターとすることに決しました。また、行政視察の実施に係る可否については9月末日までに決定いたしたいと思っております。実施する際には御参加のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第7、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情及び陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情及び陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○委員長（山崎美和） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

続きまして、付託されました陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦猛） 以上で報告が終わりました。

それでは、陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情を議題といたします。

これより陳情第1号に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択であります。まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより採決を行います。陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手なしであります。よって、陳情第1号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業・大規模補修工事、工事監理に関する陳情は不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情を議題といたします。

これより陳情第2号に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択であります。まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 不採択に賛成の討論はできないのですか。

○議長（三浦猛） 不採択に賛成の討論、分かりました。それは1号に戻ったほうがよろしいですか。

○3番（村山順次郎） いや、結構です。

○議長（三浦猛） 2号からよろしいですか。それでは戻ります。

賛成討論のある方、挙手をお願いします。

○3番（村山順次郎） 陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情を不採択とすることに賛成の立場から討論を行います。

陳情では2点について、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求めています。

1点目は、長期包括運営管理事業の委託契約が議会の議決が必要な契約であるにもかかわらず、議会の議決を必要としない委託契約として事務を進めてきたことについて、これは誤ってではなく、意図して議会をだまそうとしてのことであったから、柳泉園組合の釈明と議会での解明を求めるというものであります。

私たちは、この委託契約について臨時会で議決をしており、議会をだましたという事実、一例でありますけれども、当日配付されました「臨時議会開催までの経過等について」という資料もございますが、この資料に基づく説明も受け、助役が陳謝、減俸もされてという対応の経過から考えて、議会をだましたという事実、またその意図、これは存在しないものという認識を持っております。実際には、この組合の、結果的には誤った事務執行について処分も行われ、決着がついているとも認識をしております。

したがって、議会をだまそうとしての行為だということで釈明をとということには賛成できません。柳泉園組合として、手続上の問題があり、市民の疑念を生むということについては、改めてですけれども、教訓として受け止めていただきたい。今後については緊張感を持って事務を執り行うこと、当時も述べましたが、改めてその点は指摘をしたいと思えます。

2点目の発注図書及び要求水準書という問題についてでありますけれども、先ほどの委員会の審査においては、仕様書上は発注図書及び要求水準書というものが作成されると読み取れる記載があったということである一方で、結果的に調製をされた要求水準書は、しるべき手続を経て調製された適正なものであるという御説明がございました。このことをもって、私たちはこの陳情の指摘、これは当たらないのではないかと考えるところであります。

引き続きでありますけれども、この長期包括運営管理事業については、市民の皆さんから見れば分かりづらい部分があるかと思えます。先ほどの陳情1号にもありますけれども、それがどういう契約のもので、どのように運営をされているのか、こここのところは広報等を通じて適切な市民への情報提供、議会への情報提供の努力を重ねていただきたいと、こ

の点は要望して、陳情第2号を不採択とすることに賛成の討論といたします。

○議長（三浦猛） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手なしであります。よって、陳情第2号、柳泉園組合の説明と議会による事実解明を求める陳情は不採択とすることに決しました。

○議長（三浦猛） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員 山 崎 美 和

議 員 清 水ひろなが